

テーマ型共創フロント 募集シート

■提案の募集内容について

募集テーマ	横浜市に対する遺贈寄附相談に係る支援
提案の募集対象 (テーマに関連する事業等の概要)	横浜市では「自分の財産を未来の横浜市に役立てて欲しい」、「故人がお世話になったので、大切な家族が残した遺産を横浜市に役立てて欲しい」と考える方のために、遺言によるご寄附（遺贈）や相続財産のご寄附を、現金により受け付けています。 一方で、遺言書の作成や相続に関する手続きには専門的な知識が必要であり、社会貢献への想いを持ちながらも、どこに相談すればよいか分からない方も少なくありません。 そこで本市では、専門知識を有する外部機関と連携し、遺贈や相続財産の寄附について安心して相談できる体制づくりを検討しています。 これにより、ご自身の意思や想いが適切な形で実現されることを目指します。 上記を実現するための連携として、横浜市への遺贈寄附希望者（以下、遺贈希望者といいます。）に対して法的な専門知識に基づく助言等の相談支援に関する提案を募集します。
提案を募集する背景・課題	【背景】 昨今、ご自身の財産を地域社会や次世代のために役立てたいと考える方が増えています。社会的な寄附意識の高まりが見られる中、本市でも中期計画において、遺贈寄附等の受入促進に向けた取組の推進を目標としています。 また、令和 7 年 12 月に「横浜市区づくり推進基金」を設置し、特定の区での活用を希望される寄附の申し出に対し、複数年度での柔軟な活用が可能となる体制を整備しました。 【課題】 - 遺贈寄附に関するご相談が年々増えていますが、遺言書の作成など法的な知識等が必要です。寄附者のお気持ちに寄り添いながら、寄附金を着実に受け入れるための相談環境が十分ではありません。 - 遺言書に不備があった場合は、ご本人の意思通りに財産を活用できない可能性があります。 - 市民の社会貢献への思いを確実に実現するためには、法的な専門知識を有する事業者と連携した寄附者に対する相談支援体制の構築が必要です。
課題によって ①誰が ②どう困るのか	①将来的に、横浜市に遺贈寄附したいという市民等 ②遺言作成等の法務手続が必要で、身近に相談がしにくい状況です。法に則った適切な遺言が作成できなかった場合、本人の遺志に沿った執行にならない可能性もあり、また、相続人がいない寄附は、最終的に国庫に帰属する可能性もあります。
課題に対して横浜市が現在どう関わっているのか	寄附の活用目的によって、各局や区において相談を受け付けています。市役所や区役所の無料法律相談等をご案内しています。
募集対象 ※チェックのついたものが、今回の募集の対象です	■ <u>公民連携の提案及び連携事業者の募集</u> ⇒テーマに関する公民連携の提案・アイデア及び連携事業者の両者を募集するものです。 □ <u>公民連携の提案のみの募集</u> ⇒横浜市が今後の事業等の方針や仕様を定めるために、テーマに関する公民連携の提案・アイデア等のみを募集するものであり、連携事業者を募集するものではありません。

横浜市が希望する提案について	横浜市への遺贈希望者に対して、遺言書作成その他必要な事項について、民法で定められた有効な遺贈手続きができるよう、法的な専門知識に基づく助言等の相談支援を行い、本市への円滑な現金寄附の受け入れにつながる連携の提案を求めます。 また、遺贈希望者に対し、土業等を必要に応じて案内可能である提案を求めます。
想定する提案の例	遺贈希望者に対する遺言書作成等に関する法的助言及び相談支援体制の整備・運営への協力

■提案にあたっての条件

募集期間	令和 8 年 8 月 24 日（月）～令和 8 年 9 月 30 日（水）
実施予定時期	随時
提案の形式	様式 3 の【提案シート】をご提出ください。 ※提案シートの他、企画書や関連資料の添付も可です
提案の選定方法 ※チェックのある方法で選定します	☐ 特に選定をしません（提案内容が妥当であれば採用数を絞込まない） ☒ 審査等による選定等を実施（提案内容等を審査・選定し採用数を絞込む） ☐ 提案を参考に、あらためて実施事業者の公募等を実施 ☐ その他（ ）
横浜市から提供できるメリット	本市ホームページ等での広報。 連携開始時の記者発表等
横浜市の予算措置の可能性	なし
その他の留意点	
提案のお申込み先・内容についての お問い合わせ先 （事業所管部署）	横浜市政策経営・国際戦略局財源確保推進課 TEL 045-671-4809 E-mail ss-zaigen@city.yokohama.lg.jp